

指定研修機関となった経緯と役割

公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院
看護部長 高橋 陽子

公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院

【主な標榜科】 神経内科・脳神経外科・循環器科・リハビリ科

【病棟構成】 4病棟189床

急性期病棟 (SCU3床含む) 1病棟45床

回復期リハビリテーション病棟 2病棟91床

(地域包括ケア病床 8床)

障害者施設等一般病棟 1病棟45床

【関連施設】

介護老人保健施設アルボース 訪問看護ステーション グラチア(看護・リハビリ)

訪問介護ステーション パテラ 特別養護老人ホームアミーキ 美原診療所

【ミッション】

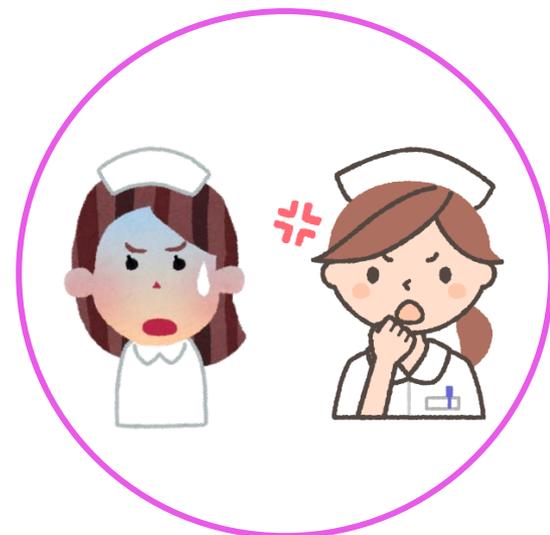
脳・神経疾患の急性期からリハビリ・在宅まで一貫した医療の提供 2



生き残りをかけた経営に看護管理者の役割とは



架け橋

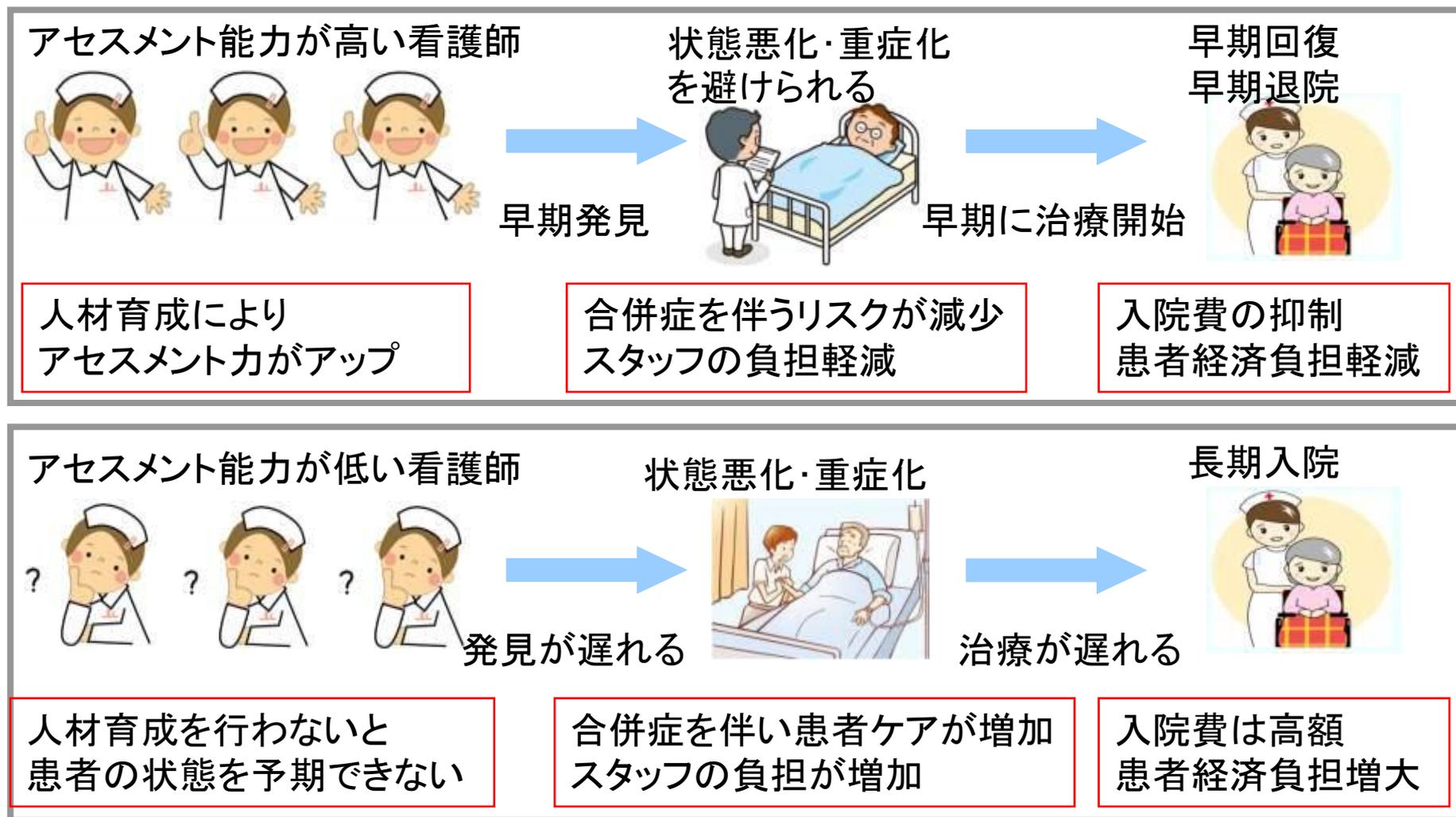


看護管理者は 経営者と看護職の架け橋となる



看護の成果を出す

看護管理者の最も大事な仕事：人材育成

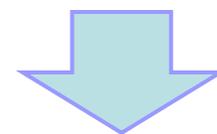
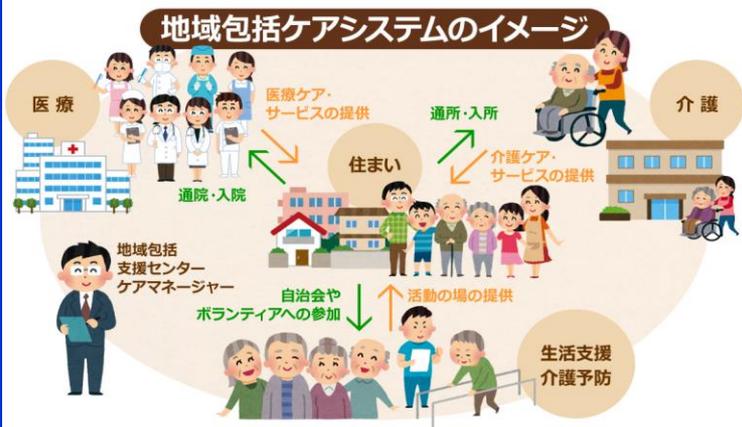


・人材育成によりアセスメント力を高めることは無駄な投薬・治療・ケアを減少させる

地域包括ケアシステム

2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進する

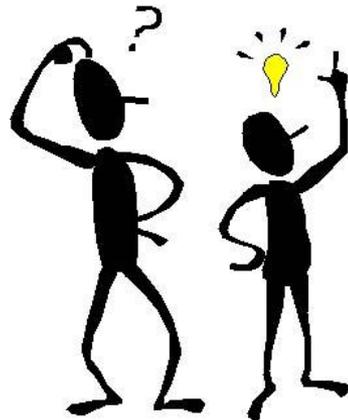
-厚生労働省-



看護師の役割拡大

指定研修機関の申請を考えたきっかけ①

- ・ 2015年日本慢性期医療協会 看護師特定行為研修プロジェクト委員会の委員として本研修制度に携わっていた。
- ・ 2010年より当院看護部の共通研修として活用しているeラーニング(S-QUE研究会)が 本研修の共通科目分を提供することを知った。
- ・ 当院院長が本研修制度に対して関心をもっていた。



指定研修機関の申請を考えたきっかけ②

- ・ 看護師独自の観察力や判断力が求められる場面が多くなり、それに対応できる人材育成に関する見直しの必要性を感じていた。
- ・ 本研修制度の説明会に参加した講演内容が、当法人が求める看護師像であると確信した。

ひとことで言うと、“**医師の思考を理解できる看護師**”になるかと思います。この研修を修了した看護師には、手順書に基づいて、患者の状態を判断して、特定行為することが求められています。そのためには、**患者を自分の力で診察した上で現在の患者の状況をアセスメントし、臨床推論をしながら判断しなければなりません。**

これは、実は、講義を受けただけでは到底できず、たくさんの患者を診ることを行い、**自分の所見のとり方、そして判断を繰り返し、妥当性を確認、検討すること**ではじめてできることとなります。これまでの看護教育や、臨床での教育に無かった新たな教育内容になると思います。今まで、患者の状態を見たときに、「なんとなく大丈夫」、「なんか変」と思っていたことが、**医学的な知識を学ぶことで、根拠をもって判断できるようになります。**

引用<https://nursepress.jp/223356> : 木澤晃代:第1回 「特定行為に係る看護師の研修制度」って何ですか?, ナースプレス

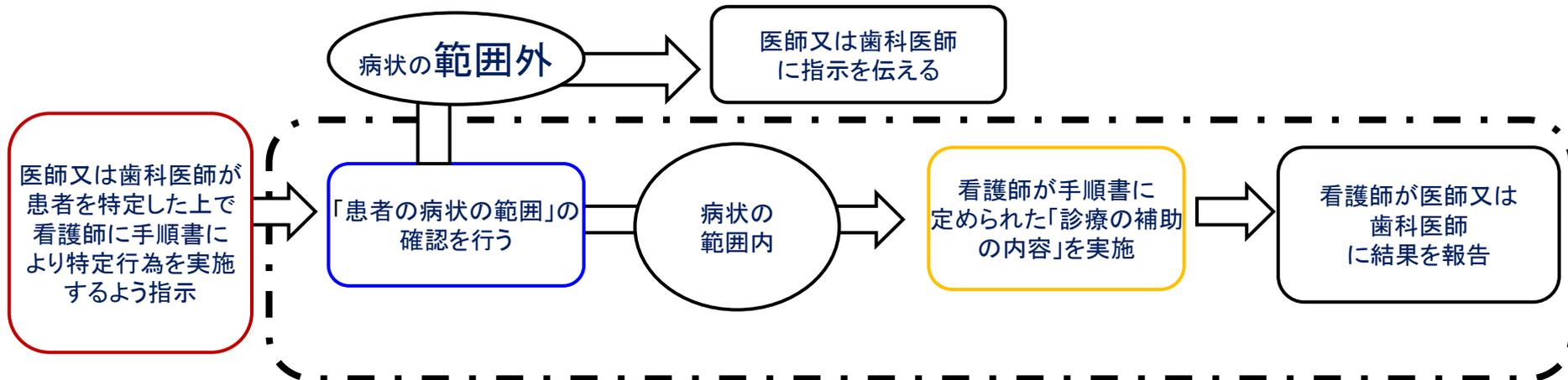
～ 「**医師の思考を理解できる看護師**」 の育成～

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

<制度創設の必要性>

- ・ 2025年に向けて、さらなる**在宅医療等の推進を図っていくためには**、個別に熟練した看護師のみではならず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書より、一定の診療の補助(例えば、脱水の時の点滴(脱水の程度の判断と輸液による補正)などを行う看護師を養成し、確保していく必要がある
- ・ このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設しその内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的である。

<特定行為に係る研修の対象となる場合>



-基本理念-

研修は、チーム医療のキーパーソンである看護師が、患者・国民や医師・歯科医師その他の医療スタッフから期待される役割を十分担うため、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現象において高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続する基盤を構築するものでなければならない

厚生労働省医政局長通知 0317第1号
(平成27年3月1日)

本研修制度の
基本理念を十分理解して申請準備を
すすめていくことが最も重要

特定行為研修

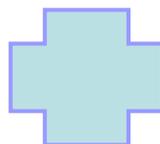
看護師が手順書により、**特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修**であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号 特定行為研修省令第5条並びに別表第4関係)

- ・特定行為研修は 次に掲げる研修により行われる

「共通科目」

全ての特定行為区分に共通するものの
向上を図るための研修



「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの
向上を図るための研修

- ・共通科目の各科目及び区分別科目は、講義・演習又は実習により行う。
- ・共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

特定行為研修修了看護師の活躍をイメージ

当院および当法人グループの在宅部門において、特定行為看護師は手順書の指示により、気管カニューレの交換が可能となる

医師の体制が十分でない状況上、特定行為看護師が加わることにより、今まで医師が行っていた行為が、タイムリーに実施でき、きめ細やかな対応をすることになる。

さらに、日々の看護実践において、患者の状況をアセスメントし、医学的判断ができる看護師が誕生することにより臨床看護師の役割モデルとなり、看護の成果につながる。

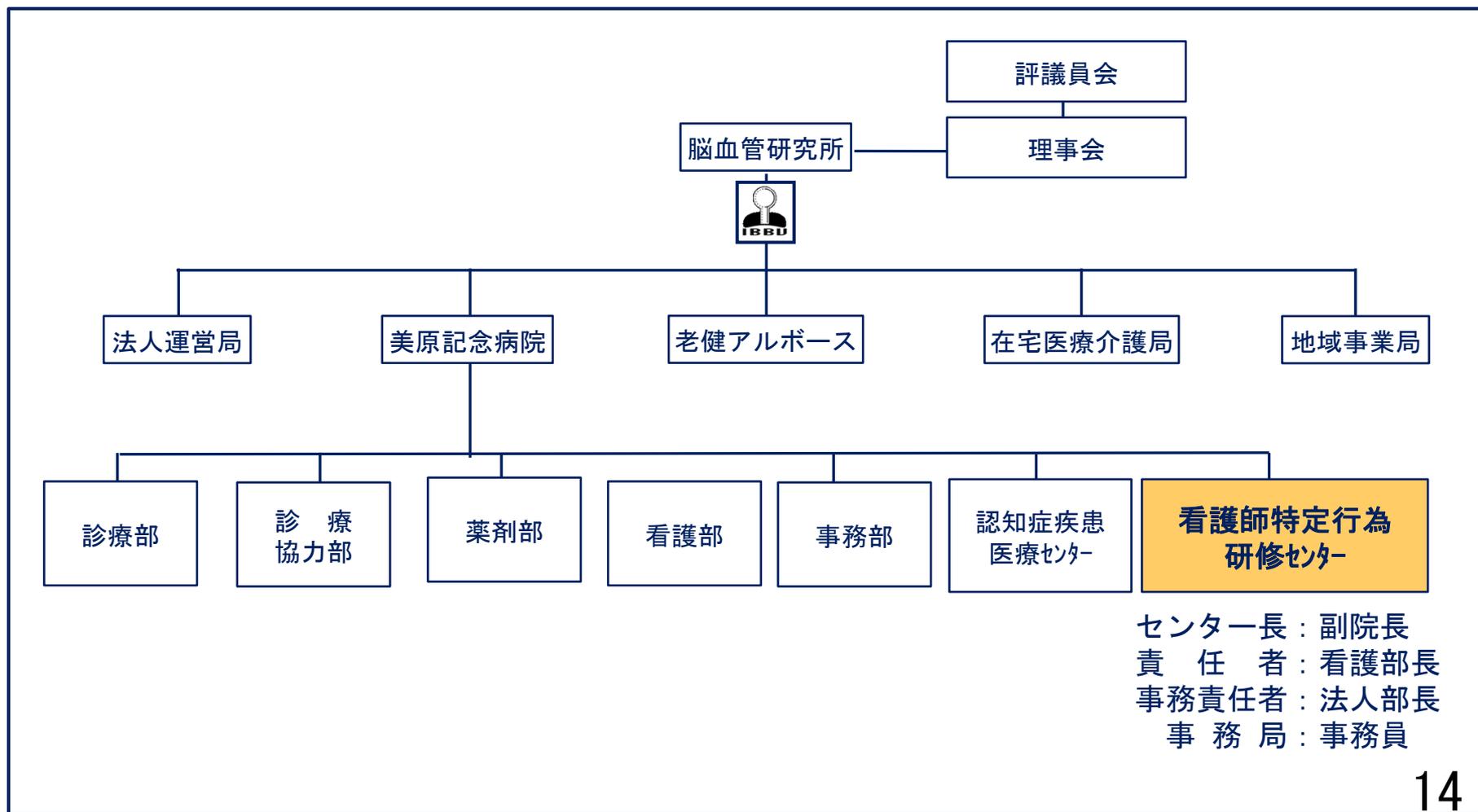


特定行為研修指定研修機関 指定に至るまでの経緯

	内 容
2月中旬	<p>当院が特定行為研修指定研修機関として担っていくことの意義を幹部会議で説明し下記について承諾を得る(特定行為研修の目的・目標含む)</p> <p>組織上は美原記念病院 院長直下の位置づけとし 名称は「看護師特定行為研修センター」とした。</p> <p>(センター長:副院長 事務責任者:法人部長 責任者:看護部長/特定行為研修管理委員会の構成委員選出⇒特定行為区分名・研修期間・定員枠の決定)</p> <p>※院長より外部委員へ依頼(3名)</p> <p>センター長と責任者が中心に下記の内容を整備</p> <ol style="list-style-type: none">1.研修環境(①講義・演習・実習室の決定 ②シミュレータ(既存のもの)・DVD・書籍)2.研修方法(①共通科目の研修方法の決定⇒eラーニング/S-QUE ②区分別科目⇒講義)3.研修計画・実習要綱等の作成4.申請書類の作成
3月28日	1回目 関東信越厚生局へ書類の確認と助言(センター長と責任者)
4月12日	S-QUEスタッフ来院(研修内容の詳細な打ち合わせ)
4月22日	特定行為研修に係る説明会参加(責任者とS-QUEの方と参加)
5月13日	2回目 関東信越厚生局へ書類の確認と助言(責任者)
5月18日	S-QUEスタッフと打ち合わせ(東京にて)
5月24日	3回目 関東信越厚生局へ書類の確認と助言(責任者)
6月20日	実施調査(関東信越厚生局 看護指導官・主査)
7月 8日	平成28年度医療関係者研修費等補助金の申請(法人部長)
7月中旬	書類に関しては7月中旬まで厚生局の助言をもらいながら整備
8月 4日	特定行為研修指定機関として指定された

特定行為研修指定研修機関の組織上の位置づけ

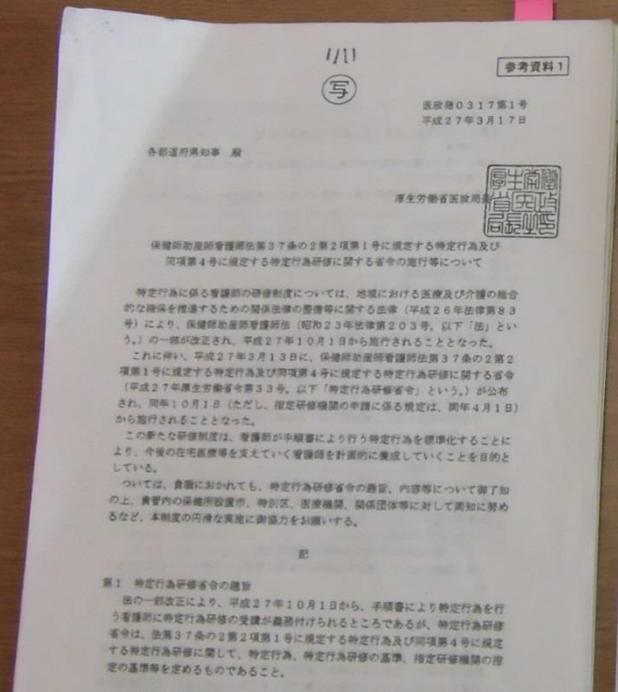
本研修機関を組織化することにより、組織内で共有化され組織としての役割が発揮するために以下の位置づけとした。



申請準備に必要な参考資料

厚生労働省:特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について
:医政発0317第1号



就労継続支援型の看護師の特定行為研修の実施にあたっての手引き
平成27年度改訂版



特定行為研修におけるICTを活用した教育例集
平成27年度改定版

特定行為研修指定研修機関 指定に至るまでの準備

指定申請
準備時期

2月準備開始

4月に
厚生局へ書類
確認
(1回目)

5月に
厚生局へ書類
確認
(2回目)

5月15日
に申請

6月に
実施調査

研修実施体制
検討・決定

- ・研修目標及び内容の検討・決定
- ・受講生の条件の検討・決定
- ・評価基準の検討

ICT
Information and
Communications Technology

- ・eラーニングの決定

研修計画の検討・決定

人

- ・研修責任者の決定
- ・指導等の確保

環境

- ・シミュレーター等演習実施体制の整備
- ・安全管理体制を含む実習体制の整備
- ・評価体制の整備
- ・協力施設の検討・整備支援

経費

- ・経費の確保
(医療関係者研修費補助金の活用)

補助金(選定された日から六か月間)

当院における特定行為研修の目標

<目 標>

- ・地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識・技術及び態度の基礎的能力を養う。
- ・多様な臨床場面において「気管カニューレの交換」を行うための知識・技術及び態度の基礎を身につける。
- ・多様な臨床場面において、医師が作成した手順書の指示を受け実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践力を身につける。

特定行為研修の目標を達成できる体制整備が要である

当院指定研修機関における定員及び受講資格

定員

- ・3名(指定枠2名・一般枠1名)
- ・指定枠:美原記念病院または関連医療機関に所属する看護職
- ・一般枠:上記施設以外の看護職
なお,伊勢崎市内の医療機関又は施設に所属する看護職を優先とする

受講資格

必須条件

1. 看護師免許を有すること
2. 看護師の免許取得後,通算5年以上の実務実績を有すること
そのうち,通算3年以上は関連する領域の実務経験を有すること。
3. 所属長(看護部長あるいは同等職位の所属長)の推薦を有すること
4. ICLSコースを受講していること

ICLSコース目標

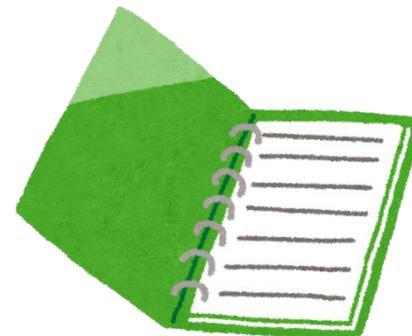
- ・突然の心停止に対して
最初の10分間の
適切なチーム蘇生を習得する

設備の概要

内 容	使用する科目	備 考
eラーニング (SQUE)	共通科目	新人看護職員研修補助金(毎年)
ALSシミュレーター	フィジカルアセスメント/特定行為実践 呼吸器(長期療法に係るもの) 関連	地域医療介護総合確保基金事業 費補助金(H26)
ニューともこ 坂本吸引シミュレーター	フィジカルアセスメント/特定行為実践 呼吸器(長期療法に係るもの) 関連	新人看護職員研修補助金
DVD山内豊明教授の フィジカルアセスメント全10巻	フィジカルアセスメント	購 入
DVD臨床診断推論入門 全10巻	臨床推論	購 入
人体の構造と機能からみた 態生理ビジュアルマップ 1~5巻	臨床病態生理学 疾病臨床病態概論	購 入

その他準備したものの

1. 特定行為研修に関する規定の作成
2. 履修手引きの作成
3. 実習要綱の作成
 - 1) 実習に係る緊急時の体制整備
 - 2) 実習に係る患者からの相談窓口体制整備
4. 募集要項の作成



伊勢崎地域のニーズに応える看護師を育成

～今後 伊勢崎市内の施設を協力施設に～

